

第 11 回守口市子ども・子育て会議議事録

開催日時	平成 27 年 3 月 26 日（木）午後 3 時 00 分から
開催場所	守口市役所 第 1 委員会室
議 題	(1) 開会 (2) 議題 審議に関する申し合わせについて 地域型保育事業の認可について 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員について (3) その他 事務連絡 (4) 閉会
出席者	委員 10 名

(1) 開会

(2) 議題

【議題：審議に関する申し出について】

(議長) 事務局から小規模保育事業の認可に関する意見を伺いたいとの申し出があった。都道府県や人口規模の多い自治体においては法律に基づいて児童福祉審議会が設置されている。本来であれば児童福祉審議会が小規模保育事業の認可について意見を述べることになっているが、守口市では児童福祉審議会が設置されていない。したがって、当会議の意見を図りたいということである。新制度の施行には必要な手続きであるので、当会議の議題としたいと思うがよいか。

(異議無し)

それでは、小規模保育事業の認可に関して、この会議で審議することとする。

【議題：審議に関する申し合わせについて】

(議長) 特定教育・保育施設については府が認可することになるが、小規模保育事業は市が認可することになるので、当会議の意見が小規模保育事業の認可に直接的にかかわってくる場合がある。そういった点から、小規模保育事業の関係者が意見を述べることは、本人の意図と関係なく、問題として取り上げられる可能性がある。利用定員に関する意見の集約は、認可に影響はないと思うので通常通りの審議としてよいのではないかと思う。会議の公平性を担保するためにも最終的な意見集約には参加しないということで進めたい。最初から会議に参加しない方がいいという考え方もあるが、最終段階に参加しない方向でよいか。

(委員) 参考資料 4 に、私立学校法と地方自治法が参考としてあげられているが、これ

を厳密にたどっていったらすごく大変だと思う。

(議長) これから後の議題で出てくると思うが、地域型保育事業については、子どもが3歳になった場合に受け入れてくれる連携施設を設定する必要があるとなっているが、その関係施設は関係者になるのかということについては書かれていない。そういったところまで突き詰めると本当に大変だと思うので、とりあえずは議論に参加してもらって、最終的には自己申告ということでもいいのではないかな。今回議論する地域型保育事業に関する関係者がいれば言ってほしい。

(委員) 事業者でなく、利用者も関係者になるということでしょうか。

(議長) そう考えている。いないということなので、議論をすすめていきたい。

【議題：地域型保育事業の認可について】

○認可施設について

(委員) 今回地域型保育事業として8つの事業所が認可されているが、今回新たに参入した事業所というものはあるのか。

(事務局) 平成27年4月1日に新しく事業所を開設するという事業所はない。すべてが以前から守口市で認可外保育施設として運営をしている事業所となっている。

(委員) その事業所は今回の条例等の基準をクリアして認可されたわけだと思うが、事務局から見て課題と思うようなことはあるか。

(事務局) 8つの事業所については昭和40年代から事業運営を続けているところもあるが、認可外保育施設として年に1回府に届出をする対象の施設となっているので、今現在も認可外保育所としての基準があり、年に1回、府の職員と市の職員と一緒に立ち入り検査に行っている。ただ、小規模保育事業所の方が施設基準、配置基準が厳しいので、そういった点については既に確保されているものとして認可申請で確認している。

(議長) 8つの事業所が不適合だと考えるのであれば、設置基準そのものがおかしいということになりかねない。今までのところ、いわゆる設置基準として面積等の基準などが書かれてあるが、そういう点で、今まで不都合は起こっていないという認識でしょうか。

(事務局) 事業所において事故等があった場合は、事故が起こった時点で府に報告をするという義務があったが、今現在、重大な事故等の報告はあがっていない。

○認可定員について

(委員) 小規模保育の定員は19人となっているが、19人の根拠を教えてください。

(事務局) 児童福祉法が根拠法となる。児童福祉法では地域型保育事業の上限が19人と規定されている。その中で小規模保育は6人から19人と決められている。19人という数値がどこからでてきたのかというと、地域型保育事業は0・1・2歳を対象としているが、その後の3・4・5歳で集団教育が必要になってくるころを踏まえて設定した数値と考えていただきたい。

(議長) 認可定員というのは事業所が提出した人数と思ってよいかな。

- (事務局) 事業所が提出した数値となっている。ただ、その事業所がどれぐらいの受け入れが可能なのか、事業所の広さと設備等を確認してから、認可依頼をしている。
- (委員) 資料3の認可定員について、0歳・1歳・2歳の内訳は決まっているのか。
- (事務局) 内訳はある。順に言うと武下家庭保育所が3、3、6の合計12名、くろしお保育園が6、6、7人の19名、コスモス共同保育所が3、6、6の15名。グレース保育園が6、6、7の19名、とも共同保育所ともっこ園が6、6、6の18名。ナースリーさくらが3、4、5の12名、ひよどり保育園が3、6、6の15名、大日サンフレンズ保育園が6、6、7の19名となっている。
- (委員) 0歳については子ども3人に保育士1人を配置しないといけない。1歳・2歳は6人に1人。そういったことを考えると、開所時間が11時間、また11時間を超えた場合、本当にこの人数で保育従事者が十分足りているのか、もしくは常にギリギリの状態を経営するということなのか。
- (事務局) 各事業所で、設備運営に関する基準に基づいて、職員のローテーションを組んでいる。職員のローテーション表を、認可申請書と一緒に提出してもらい、問題がないか市で確認をしている。
- (議長) どの程度基準をクリアしているかはそれぞれだと思うが、一応8事業所すべてが基準をクリアしているということでしょうか。

○嘱託医について

- (委員) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第28条に、嘱託医および調理員を置くところがあるが、嘱託医の役目はどのようなものか。
- (事務局) 嘱託医には、年度中に2回の児童の定期健康診断と1年を通じて児童の健康管理を依頼している。嘱託医については免許証の写しを確認したうえで選任している。

○連携施設について

- (委員) 連携先の確保については5年間の猶予期間を有すると書いてあるが、現時点で連携先検討中という事業所が多い。この5年間に連携先が見つからなかった場合にはどうなるのか。
- (事務局) 確保に向けて各小規模保育園の力が及ばない場合には、行政として連携先を確保できるよう援助をしていきたいと考えている。
- (委員) 連携について、守口市としてはどの程度の連携を考えているのか。受け入れについての相談先といったレベルか、事業所で受け入れた児童の引き続きの受け入れ先のレベルなのか。
- (事務局) 条例に記載している全ての項目について連携してもらえるのが一番であるが、それぞれの事情等もあると思うので、それぞれの事業所が可能な限り実施してもらえるよう、取り組んでいきたい。
- (委員) 保育所、幼稚園、認定こども園等の連携施設は事業所の近くになくてもよいのか。法的には遠くても問題ないのか。

(事務局) 地域について規定はない。バスで通園しているところもあるので、遠方の活用等も考えられると思う。

○後方支援について

(委員) 連携内容について後方支援とあるが、どのような内容なのか。

(事務局) 連携施設の幼稚園が参加して集団保育の機会を設定するなどの支援などが後方支援に含まれる。また、継続的な保育を確保するために想定される後方支援としては、地域型保育事業所が目指す保育内容について支援を行うなどが考えられる。逆に地域型保育事業所から、今後子どもをどのように育ててほしいかなどの連携もある。今あげたものだけでなく、後方支援にはさまざまなものが含まれると思うが、預かった子どもの状況等について共通認識のもとで教育・保育が行えるよう、連携先に子どもに関する情報が送られ、指導に役立てるといったことが考えられる。

(議長) 後方支援に関して報告義務はあるのか。例えば、「いついつ職員が何人休んだので、その代わりに頼んだ」などの記録は残るのか。

(事務局) 家庭的保育事業の設備および運営に関する基準の条例には、後方支援の報告に関して記録を残さなければならないという規定はないが、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準には、子どもの成長の記録をずっと担保しておくことが規定されており、子どもの状態に関する記録は全て残すことが規定されている。

(委員) 後方支援を考えると、連携施設は遠方でなく近い方がいいように思うが、近くの施設と連携することが望ましいといったことは言えるのか。

(事務局) 今回認可された事業所は以前から運営をしていたという事実があり、認可外保育施設のころから、連携がある施設等もあることと思うし、事業所自体も近くの施設で検討を進めている。今回は2園で連携先が決定しているが、連携先が1つと決まっているわけではない。多数対多数でも構わないし、1対多数でも構わない。

○施設の階数と保育従事者の関係について

(委員) 保育従事者の人数にばらつきがあると感じる。それから、施設の階数と保育従事者の人数はどう対応しているのか。平米の問題もあると思うが、くろしお保育園は1・2階に分かれているが、A型なので保育従事者12人全員が保育士で、定員が19人。武下家庭保育所も1・2階に分かれているが、B型なので保育従事者5人の半分だけが保育士で、定員12人。施設が1・2階となっている場合、0歳、1歳、2歳をどのように分けているのか。事務室と保育室という形で階を分けているのか。それぞれの施設の階数から考えて、B型の場合は保育士が半数しかいないことも含め、それぞれの保育従事者の数できちんと子どもの安全が守れるのか。B型のナースリーさくらは3階1フロアで、定員12人を保育従事者7人で対応している。ともっこはA型だが、1・2階に分かれていると

ころを保育士5人で18人を保育している状態。

(事務局) まず、この保育従事者というのは、あくまでも保育従事者にかかわる職員の人数を記載している。事務職、管理職、調理員等は含んでいないので、この保育従事者数は事業所の総職員数ではないことを言っておきたい。この保育従事者数で安全なのかどうかについてだが、フロアが複数に分かれる場合、そのフロアをどのように分けるかは事業所によってさまざまである。0歳児クラス・1歳児クラス・2歳児クラスとして分けるところもあれば、0歳と1歳の混合でみるところもあると思うが、そういったところは必要面積とも関わりがでてくる。その点は実際に事業所で図面を見たりして、どういったところで保育を実施するか確認をしている。ただ、改修中のところもあるので、そういった事業所については図面のみの確認となっているが、設備面等の確認をきちんと行っている。

(委員) 保護者はこういった条例の内容まで知らないと思うので、施設を見にいったときに施設で広さが異なると戸惑うと思う。広さや保育従事者に差があっても保育料は同じ。そのあたりについての説明は上手くいくのか。施設でのこういった差は仕方のないことなのか。

(事務局) 施設については広い方がいいという意見もあると思うが、各事業所はそれぞれ条例での基準をクリアした広さとなっている。広さと定員、配置職員数については、0歳と1歳については1人に3.3㎡、2歳については1人に1.98㎡が必要など明確な設備基準があり、それに対して職員の配置基準が0歳は3人に1人、1歳と2歳は6人に1人という方法でプラス1名の補充ということになっている。その中で、各事業所の広さの最大限の人数を取るのではなく、実際の運営を想定した上で、職員、広さの双方を勘案して検討し、定員数を設定しているのが現状である。事業所の職員数にあった体制を整えるということで最大定員数が19人であっても、事業所の判断で12人、15人と設定しているところがある。

(委員) それでは広さと定員数の関係をもても、事業所の負担は大きくないと考えてよいか。保育所が同じ条件下で運営するのなら、いろいろと出てくると思う。事業所が運営しやすいよう、市が支援を行っていくものと考えてよいか。

(事務局) 施設の広さとそれに対する保育従事者の数等が、事業所の運営面や子ども自身にとってよいのかどうかについては、すべての事業所が条例の基準をクリアしているので、職員に負担が掛かりすぎる、あるいは子どもに負担が掛かかるといったことはないと考えている。フォローとして市が後方支援をするのかについてだが、市が行う後方支援としては、事業所の運営に対するものでなく、より質の高い保育を子どもたちに受けさせるためのものと考えている。

○保育料について

(委員) 認可された8つの小規模保育事業所の保育料は一律なのか、事業所によって変わってくるのか。認可施設との保育料の差はどのぐらいになるのか。

(事務局) 認可外保育所の保育料については、3月25日に条例が可決されたところであるが、今までの公立保育所や私立保育所と同じ基準になるので、世帯の収入状況による応能負担となる。

(委員) 大きな差は生じないということか。

(事務局) 市が設定している認可施設の保育料と変わりはない。

○保育士と保育従事者の割合について

(委員) 小規模保育事業のB型においては資格を持った保育士は半数以上でよいとのことだが、資料3には保育従事者が奇数となっている事業所もある。その場合の半数はどうなるのか。保育従事者総数5人の場合は、3人が保育士と考えればよいか。

(事務局) 半数以上ということで、3人以上と考えていただきたい。

○地域型保育事業の情報について

(委員) 地域型保育事業がないと、待機児童を受け入れるところが少なくなってしまうが、近くに利用できる保育所や認定こども園があれば、保護者はそっちを利用すると思う。ただ、このような情報が公開されていれば、保護者が内容等を検討することができるので、近くに利用できる保育所、認定こども園があっても、地域型保育事業を利用したいと思うかもしれない。それは事業所側にとってもよいことだと思うが、この資料にあるような情報を保護者が見ることはできるのか。

(事務局) 平成26年度の保育所入所案内では、各保育所の行事内容や退去時間等、事業所の運営に関することを掲載していたが、平成27年度については、新制度へ移行することもあり、平成26年度のような情報まで掲載できなかった。今後は、この資料にあるような保育室の広さ等の情報を市民に提供できるよう、取り組んでいきたい。

(委員) 保護者自身が利用施設を選ぶことが大事だと思うので、ぜひとも情報公開に取り組んでほしい。

(議長) 実際に保育所等へいけば、その施設の情報もらえると思うが、すべての施設の情報を集めてそれを比較することは大変だと思う。そういったことから保護者が必要とする情報は積極的に提供していくべきだが、これを全部ホームページに載せるのは、いろいろな意味で問題があると思う。例えば、情報を求める人に対し、市役所などで情報提供するようなシステムづくりは可能か。

(委員) 0歳から2歳の子どもを預けたいと考えている保護者は預け先が見つからず待機となった場合、市役所の担当課に行くと、空いている施設の情報はもらえると思う。預ける側は、提供してもらった情報の中から、条件にあった施設を絞り、実際に施設に行って、先生方と話し、設備を見て納得してから利用先を決めると思う。ホームページでの情報提供も必要だとは思いますが、今の状態でも市が情報の提供について対応していると思う。地域型保育事業所は、待機児童解

消のためだけでなく、保育内容に魅力がある場合も多く、保護者の保育の肝心な手助けになる部分が多いと思うので、条例の基準をクリアしているのであれば、堅苦しく考えなくてもよいと思う。

(委員) これから認定こども園に移行する施設は、補助金対象となる基準であるので情報公開をきちんとしている。地域型保育事業についても同じで、補助金対象であるのなら、平米数や従事者数などすべての情報を開示すべきだと思う。

(議長) 情報公開についてはきちんと対応をお願いしたい。

○認可について

(議長) すべての事業所が条例の基準をクリアしているということで、子ども・子育て会議としては認可に異議はない。

【議題：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員について】

○論点について

(議長) 公立幼稚園で利用定員と認可定員に差があるが、この会議としては認可定員に対する意見を言うべきなのか、利用定員に対する意見を言うべきなのか。

(事務局) 利用定員に対する意見をいただきたい。

(委員) 特定教育・保育施設の定員について、1学級当たり何名という形で定員を設定していて、その積み上げが定員総数であるのは分かるが、この利用定員の総数を議論すればいいのか、細かい内訳まで考えなければならないのか。細かいところまで考えるのはなかなか難しいと思うが、何を考えた方がいいのか。

(議長) 総数の議論か、定員の細かなところまで議論しなければいけないのか、どちらなのか。

(事務局) 総数についてご確認いただきたい。

(議長) 特定地域型保育事業は議論の対象外でよいか。

(事務局) 特定地域型保育事業の利用定員についても議論いただきたい。

○認可定員と利用定員について

(委員) 認可定員と利用定員の違いを教えてください。

(事務局) 認可定員は認可するときの定員である。利用定員は、認可定員の範囲内で、その施設が実際に預かることができる子どもの数のことである。新制度上で公定価格を算出するときには利用定員が用いられ、利用定員が多いと公定価格が低くなるようになっている。つまり、施設面積的には余裕があり、もう少し子どもを預かれる場合であっても、現状の利用状況が少ない場合には利用定員を実際より少し多い程度にしておかないと運営に影響することになる。つまり、利用定員は認可定員の範囲内で設定した現実的な定員という形である。そのような中で、少しでも待機児童を解消しようということで、私立の事業所においては利用定員の設定にご協力いただいている状況である。

○公立幼稚園の認可定員について

(議長) 公立幼稚園の認可定員はどのくらいになるのか。

(事務局) 5園すべて合わせて660名となっている。

(委員) 資料4をみると、ほとんどが認可定員と利用定員が同じ数になっているが、入園予定者も含んで利用が想定される児童数を認可定員として出していると考えていいか。ただ、公立幼稚園は認可定員と利用定員が一致していない。たとえばわくぼ幼稚園では、定員枠120に対し、利用定員36。利用定員として、現状利用している児童、来年入園する児童の実数を出してきていると思うので、実際はもう少し増減があると思う。

○認可定員の増減について

(委員) 東部、中部、南部について認可定員が大幅に増減しているところはあるか。

(事務局) 就労していた保護者が仕事を辞めた場合などに今までの施設に継続的に通園できるのが認定こども園のメリットであるが、私立保育園から認定こども園に移行するところに関しては、2号認定こども園から1号認定こども園に、緊急避難的に保育の必要性があったときの対応として、1号定員を設定しているところはある。そのほか、施設建て替えに伴う定員増はあるが、50名程度の大幅増はない。

(委員) 施設面積に応じた定員ということで、多少の変動はあるが、大幅な変動はないということか。

(事務局) 施設の受け入れ可能な定員数はマックスを表す場合もあると思うが、職員体制、園舎の面積、園庭の面積、保育室の面積等を含め、実際に運営ができる状態で定員が設定されている状況である。その中で定員を倍に増やせるかといったら、質的にも不可能である。ただ、今回認定こども園に移行するところでは、在園している子どもが2号から1号に変わったときのことを考えて、1号定員を設定しておかないといけないので、あくまでも保育所から認定こども園に移られる子どもの保育枠を確保しながら、定員を整理してもらっているところである。

○利用定員について

(議長) 認定こども園になった時点で1号定員を設定した場合、1号認定は最初から埋まってしまうのか。それとも、そういう場合もあるだろうという想定で定員を出しているだけで、通常は空いているものなのか。

(事務局) 認定こども園に移行する場合の1号定員の設定は、保育の枠を減らしてとかを考えてやっているわけではなく、あくまでも緊急避難的なものとして考えているので、最低限の数として設定してもらっている。

(委員) そうすると、一乗寺学園は利用定員149となっているが、従来の利用定員枠は140で、そこに新たに9の枠をつくったという考え方でよいか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 大阪国際大和田幼稚園は利用定員が210。その中で2号定員が42名となってい

るが、2号定員を大幅に増やすという考えでいいのか。それともももとの定員が210なのか。

(委員) 大阪府の方針に従って、私立の幼稚園は預かり保育を実施しているので、現状の預かり保育で預かっている子たちがそれぐらいということだと思う。つまり保育所から上がってくるのではなくて、現在利用がある数だと思う。

(委員) 例えば幼稚園にお母さんが働いている子どもが40人いるとして、認定こども園に移行するときに定員が少なかったら、どのお母さんが2号で行けるのかがすごく難しい。その辺を市で全部カバーしてもらえれば、認定こども園への移行が楽だと思う。

(委員) 認可定員は認可基準なのでこれを超えたら駄目だという枠だと思うが、利用定員について、例えば一乗寺学園の1号定員が9となっているが、これが10人、15人になっても、認可定員の総数を超えていなかったらいいということなのか。それとも3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスの中で、これ以上は駄目としているのか。

(事務局) まず、今までの幼稚園と保育所の定員の考え方が少し違っている。保育所の定員については、待機児童に対応するため、厚生労働省から定員の弾力的運用をせざるを得ないという通知が出されていた。その中で、最低の施設基準、職員体制を整備したうえで、定員を超えて受け入れざるを得ない場合には、児童の受け入れをお願いしていたという状況にあった。ただ、1号の定員については、ももとの幼稚園の考え方になるが、厚生労働省と文部科学省の中で、2号、3号よりもより厳しい定員の考え方をしている。そういったことから、幼稚園の定員の考え方としてはあくまで定員を超えてはいけないと聞いている。

(議長) 今の話を踏まえると、1号認定の枠は死守しなければいけないが、2号認定は増やしてもいいという感じに聞こえる。

(委員) 利用定員総数について考えるということで見ると、バランスが取れているように思う。認定こども園に移行される場所については、保育園、保育所の利用数、幼稚園に関しては預かり保育の利用数を念頭に置きながら、このぐらいだろうという数字を出している。設置基準に照らし合わせても認可定員を利用定員が超えるところはないので、大丈夫だと思う。

(議長) この利用定員でいったら、待機児童は発生しないと考えていいか。

(事務局) 待機児童が0になると言うのと、今現在待機児童が発生している状況で、それに対する保育の受け皿がすぐに用意できるかということ、難しいところがある。その中で、例えば26年度では3園の保育所の建て替えに伴い、定員増をしてもらってきた。そういったことを押し進めて、今後とも待機児童の解消に向けて取り組んでいきたいと考えている。

(議長) まだ児童を募集しているのか。

(委員) 募集中である。

(議長) 募集中ということで、今から利用定員を変えろと言われてもどうしようもないと思うのでこれでよいのではないか。今回申請があった利用定員で承認するこ

ととしてよろしいか。

(異議なし)

ではそのようにいたします。

○1号認定・2号認定の希望について

(議長) 1号から2号もしくは2号から1号になったりするケースは年間どのくらいあるのか。

(事務局) 新制度が始まったばかりで何とも言えない。

(議長) 1年経たないと分からないということか。つまり、1年経ってみないと、1号認定、2号認定の枠を再考するのは難しいということか。

(事務局) 実際に窓口に来ている方をみると、何十件かはそういうケースがあった。

(事務局) 働いているから2号、働いてないから1号ではなく、保育の必要性の認定について条例があり、その中で月に64時間以上働いていたら、保育の必要性が認定されることになっている。しかし、月に64時間以上働いている保護者でも、1号認定を希望して1号認定で申請を出すケースが多かった。幼稚園や認定こども園の場合は、2号から1号、1号から2号に移行した場合も継続して通園ができるが、保育認定は求職活動中でも3カ月は認定がされるので、その保護者が今後仕事を希望するかどうで認定が決まる。つまり、保護者が仕事を辞めるから、すぐに1号になるということではなく、今後も働くつもりであれば、2号認定のままになる。利用施設が変わると、保育料や給食費、一時預かりの料金が変わってくることもあり、保護者としても、園としても、緊急避難的に対応してもらっていると考えている。ただ、この1年を通して実績をみていかないと、今後こういった対策をすればいいのかなかなか見えないと思う。

○事業所の形態について

(委員) 小規模保育事業で設置者が個人になっているところがあるが、それはずっと個人のままなのか。

(事務局) 設置主体としては、現在、個人と株式会社との二つがある。

○認可について

(議長) 子ども・子育て会議の意見を踏まえ、大阪府と協議していただきたい。

【その他】

(議長) 統計を取る場合、大学は5月1日のデータを使用するが、保育園・幼稚園はいつ時点のデータを使用するのか。

(委員) 学校は5月1日のデータを使用する。

(事務局) 幼稚園は学校基本統計調査など5月1日のデータを使用するが、保育所については4月1日のデータを使用する。

(議長) 文部科学省と厚生労働省では違いがあるということか。

(4) 閉会